

第3節 ごみ処理に関する課題

第3次計画の計画期間内（平成28年度（2016年度）～令和7年度（2025年度））には、新型コロナウイルス感染症の拡大という不測の事態が発生し、ごみの排出及び処理状況にも大きな変化が生じました。

また、昨今の人口減少・少子高齢化の進行、廃棄物処理に係る担い手不足、老朽化した社会インフラの維持管理経費の増大、地球温暖化への対策等の廃棄物を取り巻く環境の変化、循環型社会の形成に関する社会動向、同章第2節6に整理した第3次計画における施策の評価、資料10の市民アンケートの結果等を踏まえ、本市のごみ処理における課題を次の項目に沿って整理しました。

1 家庭系ごみに関する課題

家庭系ごみは、排出量、焼却量及び1人1日当たりの排出量が減少傾向にあります。第3次計画に基づき削減を目指してきた使い捨てプラスチックの排出量は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活様式の変化等により増加しましたが、収束に伴い減少した後もなお、第3次計画策定時を上回る水準となっています。

家庭系燃やすごみ組成調査の結果から分別状況の経年変化を分析すると、資源物の混入割合は平成29年度（2017年度）以降年々増加し、令和6年度（2024年度）には約20%に減少しましたが、依然として有料化直後の水準を上回っていることから、引き続き分別徹底の促進が必要です。

近年リチウム蓄電池を使用した製品が増加し、廃棄物として収集・処理される過程において火災事故等が発生し、施設設備への被害や処理の停滞による社会的影響の発生が問題となっています。本市においては、令和7年度（2025年度）から危険・有害ごみとして収集を開始していますが、収集開始以降も容器包装プラスチックごみに混入して排出されたリチウムイオン電池が収集車内で発火する事故が発生しており、引き続き適正排出の啓発が必要です。

また、市民アンケートの結果、第3次計画策定時と比較して、2R（リデュース・リユース）よりもリサイクルを重視する意見が増えています。天然資源の消費を抑制し、環境負荷をできる限り低減していく観点からも、リサイクルだけでなく、2Rへの意識の醸成と取組の推進に注力する必要があります。

第3次計画で予定していた新たな資源化施策は、計画期間内での実現には至りませんでした。生ごみ資源化に当たっては、市内に堆肥化施設を整備する計画でしたが、施設候補地周辺住民から臭気や虫の発生等への心配の声をいただきました。今後は、施設整備への理解が得られるよう、堆肥化を含めた資源化手法について広く検討を行っていくこととしています。紙おむつ資源化に当たっては、国及び県の動向を注視するとともに、複数回にわたりサウンディング調査を通じて民間事業者からも情報収集を行ってきました。令和5年度（2023年度）には民間事業者と連携し、分離処理及び再商品化に係る実証実験を行い、一定の成果を得るとともに、課題等の整理を行いました。引き続き検討を進め、新たな資源化の実現を図る必要があります。

また、他自治体と比較して高額となっている処理コストを縮減できるよう、より良い処理手法等の調査・検討が必要です。

2 事業系ごみに関する課題

事業系ごみは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、観光客数の大幅な減少により排出量が減少しましたが、収束後は微増傾向にあります。令和4年度（2022年度）には、第3次計画の予定よりも早期に、事業系燃やすごみの乾式メタン発酵による新たな資源化を開始したことで、焼却量を大幅に削減することができました。一方で、本計画の計画期間においては、観光客の回帰に伴う排出量の増加等への対策や、現行の資源化処理契約期間満了を見据え、民間事業者における資源化処理実績や処理技術の進展等の調査、本市に適した処理手法の検討が必要です。また、事業系ごみ処理手数料は、令和4年度（2022年度）に増額改定を行いました。国の方針を踏まえ、処理原価相当額への引き上げの検討を進めます。

拡大生産者責任の観点から、使用後の廃棄物の回収や処理（リサイクル）、製品の設計段階からリサイクルしやすい素材の選択や再資源化を考慮した商品設計を事業者に対し求めていく必要があります。

分別状況に関しては、平成25年（2013年）1月に今泉クリーンセンターに自走式コンベアごみ投入検査機を導入して排出状況が改善されていましたが、名越クリーンセンターの廃止及びごみ中継施設整備に伴い、令和6年度（2024年度）に当該検査機を撤去したため、適正排出の指導・啓発の強化が必要です。生ごみの資源化に関しては、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成13年（2000年）5月施行）（以下「食品リサイクル法」という。）に基づく登録再生利用事業者への誘導や大型生ごみ処理機設置の促進を行ってきましたが、近年は導入件数が少なく、資料11の事業所アンケート結果においては生ごみを「燃やすごみ」として排出している事業所の割合が平成26年度（2014年度）比で約9%増加しており、一方で食品関連事業者のうち約46%の事業所が食品リサイクルに取り組みたいと回答しています。制度の普及啓発に加え、導入に当たっての課題解消に努める必要があります。

3 適正かつ持続可能な廃棄物処理に関する課題

将来にわたって適正かつ持続可能なごみ処理体制を構築するに当たり、本市においては、令和7年（2025年）1月に名越クリーンセンターの焼却を停止し、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」に基づき、令和7年度（2025年度）から市内で排出される燃やすごみを逗子市との事務委託により広域処理を開始しました。

広域処理に当たっては、逗子市焼却施設を中心に安定的なごみ処理を継続するため、逗子市との連絡・調整を密に行うとともに、第3次計画において実施に至らなかった新たな資源化の実現に向けた検討、不測の事態にも対応できる十分なバックアップ体制の構築・維持を進める必要があります。また、逗子市焼却施設は、施設の老朽化により令和16年度（2034年度）末までの稼働を予定しており、その後は新たな体制での処理が不可欠です。安定したごみ処理を継続するため、逗子市及び葉山町と連携し、令和17年度（2035年度）以降の広域処理体制について、県及び県内他自治体との協議を行うとともに、県広域化・集約化計画への位置付けや具体的な広域処理体制の構築に向けた準備を行う必要があります。

地球温暖化対策は、喫緊の課題であり、廃棄物処理分野においても対応が求められています。本市の焼却施設は廃止しましたが、引き続き本市で発生する燃やすごみは、焼却に当たって多く

の温室効果ガスを生じます。2050年カーボンニュートラルの実現に向け、ごみの排出量や焼却量、特に温室効果ガス排出量の大きいプラスチックごみの発生抑制や、市内事業者等への環境負荷配慮の啓発が必要です。

第3次計画の策定以降、全国的に大規模な災害が頻発し、国及び県の災害関連計画等が見直されています。本市においても、発災時の円滑な災害廃棄物処理に備えるため、災害廃棄物処理計画に基づき平時の準備、民間事業者との協定に基づく訓練の実施、市民への情報発信等に努める必要があります。

持続可能なごみ処理体制の構築に当たっては、ごみの排出に係る市民負担及び処理に係るコストの軽減に向けた検討が必要です。市民負担の軽減に当たっては、令和7年度（2025年度）から家庭系燃やすごみの戸別収集を一部地域で開始しており、令和8年度（2026年度）からは全市域で実施します。今後は導入後に生じた課題を解消しつつ、ノウハウを蓄積した上で効率的な収集体制及び品目拡大を検討していく必要があります。

4 食品ロスに関する課題

我が国では令和7年（2025年）3月に「第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が示され、平成12年度（2000年度）比で令和12年度（2030年度）に、家庭系では50%削減の早期達成、事業系では60%削減等の新たな目標が掲げられています。

本市では家庭系、事業系いずれも燃やすごみの組成では厨芥類が多くを占めており、そのうち食品ロスの量は、令和5年度（2023年度）の組成調査結果から年間推計約9,500tとなっています。令和6年（2024年）12月には、消費者庁及び厚生労働省において「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」が策定されており、新たな情報の発信も含め、引き続き市民、事業者に向けた啓発が必要です。

また、未開封の食品廃棄については、期間を区切って実施していたフードドライブを、通年実施に変更することで、年間を通じたフードバンクとの連携を実現しつつ、今後は周知のタイミングや受付窓口の拡大等、内容の見直しを図る必要があると考えられます。引き続き、情報収集や現状分析、啓発等の実施により、効果的な食品ロス削減施策を進める必要があります。

5 市民、事業者、行政の連携・協働に関する課題

市全体でのごみの減量・資源化促進に当たっては、市民1人1人の協力が不可欠であり、引き続き協働による3R推進を目指していくことが重要と考えます。市内の自治・町内会等と連携し、各団体における3R推進事業に対する補助金交付や、廃棄物減量化等推進員との連携、環境教育の充実を進める必要があります。

循環型社会の形成に当たり、地方公共団体には主体間の連携・協働を促進するコーディネーターの役割が求められています。産官学民共創のプログラムへの参画等を通じ、企業や教育機関等の主体とも連携を図り、協働の輪を広げ、ごみに関する課題の解決、資源循環のシステム構築を図っていく必要があります。

また、本市は観光都市の特徴を有し、市内においてオーバーツーリズムが発生している地域もあります。観光客をはじめとする滞在者への啓発及び協働を進める必要があります。